

少年非行と学校での支援の在り方

飯島紬衣

1. はじめに
2. 日本における学校教育の現状について
3. 日本の多様な教育の現状
4. おわりに

1. はじめに

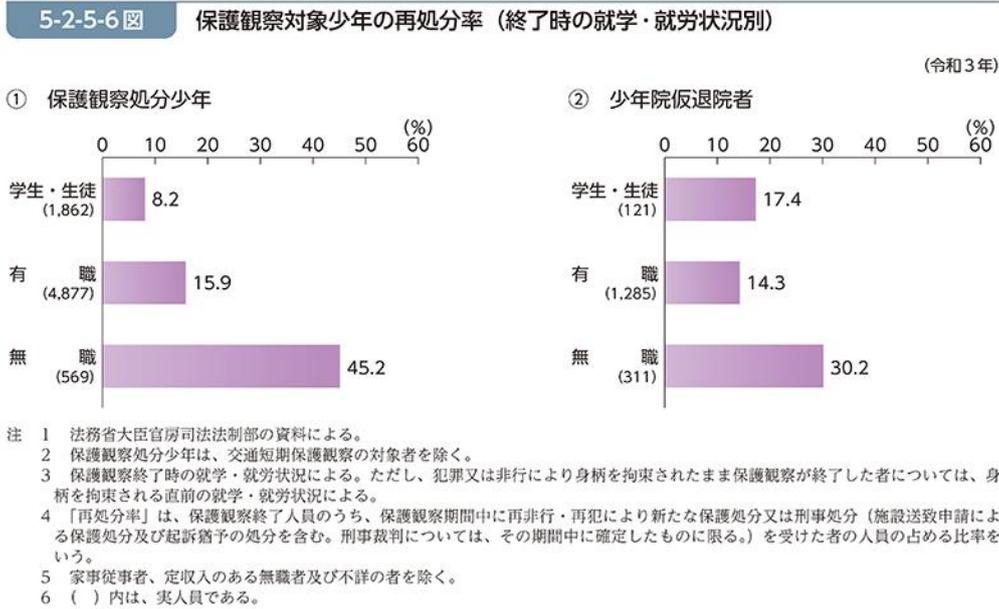
刑務所、少年刑務所および、拘置所を総称して「刑事施設」と呼ぶ。この中で少年院は、主に家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設である。

それらの施設から出所した後、再犯防止の観点から地域生活定着促進事業などをはじめとする「出口支援」が活発に行われている。

私は、3 年生前期に履修した少年法 B にて取り扱われた「少年の社会復帰支援はどうあるべきか」、刑事政策 A で取り扱われた「満期釈放者への対応」などの授業内容を通じて、少年非行の出口支援について強く興味を持ったため、また、教職課程、特別支援教育の授業内で取り扱われた「多様な困難さに直面した子どもたちとその教育」から学校の現状、問題、課題を抱えた生徒との関わり方、ケアの仕方のほかに問題を抱えた生徒だけではなくその周りの生徒、保護者、社会に至るまで、広い範囲で協力しながら教育というのは行われているものであると感じたことから、教育や学校、地域などと広い協力の範囲を生かして少年非行の再犯防止、少年非行の出口支援につなげることができないのか。について本レポートでは学校教育に焦点を当てて検討したいと考える。

2. 日本における学校教育の現状について

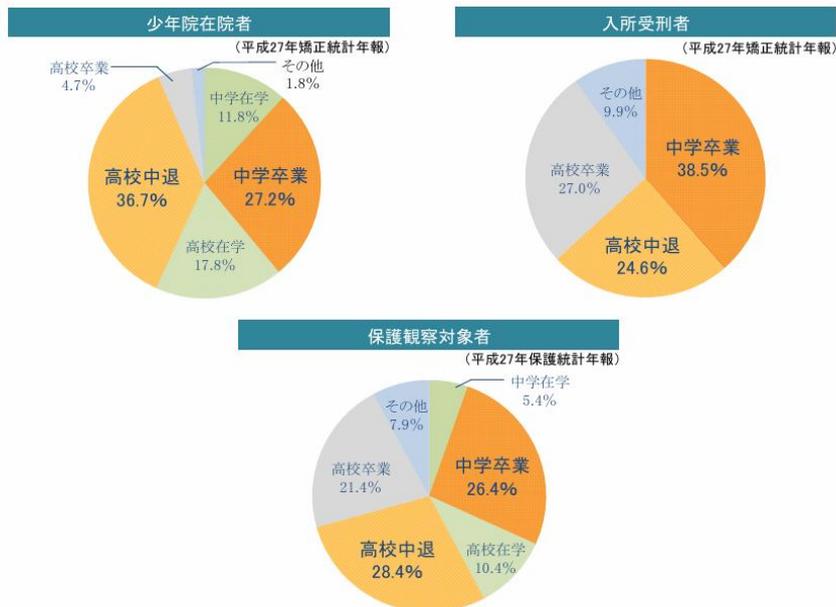
【図1】



【図2】

犯罪をした者等の教育程度

我が国の高校進学率は98.5%であるところ、犯罪をした者等の教育程度は、一般平均と比べ、低い水準にある。



上記の図1は、令和4年版犯罪白書5-2-5-6より引用した終了時の就学・終了状況

別に表された保護観察対象少年の再処分である。¹

この表から、保護観察終了時に及び無職者の再犯率が保護観察処分少年は 45.2%、少年院仮退院者は 30.2%であることに対して、学生・生徒は保護観察処分少年の項目では 8.2%、少年院退院者は 17.4%となっており、無職者に比べ、そして、保護観察処分少年の項目だけで見れば有職者よりも再犯率が少ないことがわかる。

また、ハーシが 1969 年に唱えた社会的絆理論から見ても非行をした少年が、再び学校に戻って居場所を得ること、また、進学等の形で学びを継続していくことについて、再犯防止の観点から見て大きな力になるのではないだろうか。

その一方で、学校の教育現場に目を向けると、具体的な対応策が体系化されておらずどういった支援を学校として行えばよいのかわからないといった意見も上がっている。実際に、法務省「《現状と課題》犯罪をした者等に対する・学校等と連携した就学支援の実施等・効果的な指導の実施等」(図 2)²では、高い水準での高校進学率に対して非行少年の教育程度は一般平均と比較し低い水準にあるということや、「矯正施設在所中に高等学校等の受験を希望した場合であっても、矯正施設在所中という制約や学校関係者等の理解不足といった様々な事情により、受験に至らない者が存在する。また、矯正施設出所時期が学校の入学時期よりも遅くなることが見込まれる場合、学校生活への不安等により、受験を断念する者が存在する。」³

「犯罪をした者等が社会内で高等学校や高等学校卒業程度認定試験等の受験をしようとする場合であっても、学校に在籍していない場合には社会内において学習支援を受けられる機会が少ないことや、矯正施設に入所していた場合には社会復帰後の生活環境の変動等が大きいこと等により、実際には、学習の継続が困難となる者が存在する。」⁴

といった事例が取り上げられていることから学校での出口支援、再犯防止対策は現状不足していると考えられる。

¹ 法務総合研究所「令和 4 年版犯罪白書」〈[法務省：令和 4 年版犯罪白書](#)〉(2025 年 1 月 14 日閲覧)。

² 法務省「犯罪をした者等に対する・学校等と連携した就学支援の実施等・効果的な指導の実施等」〈<https://www.moj.go.jp/content/001227057.pdf>〉(2025 年 1 月 14 日閲覧)。

³ 法務省「犯罪をした者等に対する・学校等と連携した就学支援の実施等・効果的な指導の実施等」〈<https://www.moj.go.jp/content/001227057.pdf>〉(2025 年 1 月 14 日閲覧)。

⁴ 法務省「犯罪をした者等に対する・学校等と連携した就学支援の実施等・効果的な指導の実施等」〈<https://www.moj.go.jp/content/001227057.pdf>〉(2025 年 1 月 14 日閲覧)。

また、学校内であっても問題は発生している。

「少年非行」という言葉に含まれる意味の中には、学校外での非行だけでなく「学内暴力」や近年、インターネットの発達とともに多種多様な事例が出てきており対応が難しくなっている「いじめ」など学校内での非行も例として挙げることができる。

令和 5 年版犯罪白書では校内暴力に関して「校内暴力事件の事件数及び検挙・補導人員は、事件数では昭和 58 年に 2,125 件を、検挙・補導人員では 56 年に 1 万 468 人を、それぞれ記録した後は大きく減少し、その後の増減を経て、平成 26 年以降減少し続けていたが、令和 3 年に増加に転じ、4 年は 593 件(前年比 1.0%増)、636 人(同 1.8%増)であった。検挙・補導された者の就学状況を見ると、かつては、中学生が圧倒的に多い状況が続いていたが、平成 26 年以降、中学生の総数に占める構成比が低下し続け、令和 4 年は、中学生が 352 人(55.3%)、小学生が 203 人(31.9%)、高校生が 81 人(12.7%)であった。中学生の検挙・補導人員は、平成 26 年以降減少傾向にあり、4 年は、減少が始まる直前の平成 25 年(1,569 人)と比べると約 2 割となった。一方、小学生の補導人員は、24 年から増加傾向にあり、28 年以降は高校生の検挙人員を上回っている。」⁵とし、いじめに関して「事件数及び検挙・補導人員は、昭和 60 年に 638 件、1,950 人を記録して以降、63 年の 97 件、279 人まで大きく減少し、その後の増減を経て、令和 4 年は 176 件(前年比 26.6%増)、223 人(同 12.6%増)と、いずれも増加した。」としている。⁵

こういった学校内での非行に対して最も迅速な対処が求められているのが教師である。

では、再犯防止の観点から非行少年に対して学校や教師が行うべき出口支援や非行防止、対策の拡充のために取るべき施策は何かを検討する。

⁵ 法務総合研究所「令和 5 年版犯罪白書」〈[法務省：令和 5 年版犯罪白書](#)〉(2025 年 1 月 14 日閲覧)。

3. 取るべき施策と連携

私は「専門家と教員、または教員志望の学生との座談会や勉強会の開催」を行うことで「支援を実際に行っているソーシャルワーカーとの情報共有を通じて少年一人一人に対して多角的にフォローしていく仕組みづくり」を行っていくことが大切ではないかと考える。

現在、法務省では少年鑑別所を「法務省年支援センター」として、法教育、研修会、講演会の開催などを通じて非行、問題行動をはじめとする少年を取り巻く諸課題に関して相談ができる仕組みを築き、非行少年への支援に悩む非行少年の両親や地域で支援をする方へのバックアップを行っている。⁶

また、特定非営利活動法人「日本子どもソーシャルワーク協会」では非行少年の立ち直り支援をメインに行い、非行少年本人のみならず、非行少年とともに生活している保護者に対して少年院退院後の社会復帰に向けて就労・就学支援相談を行っている。

これらの具体的な仕組み、団体、人を活用し「専門家と教員、または教員志望の学生との座談会や勉強会の開催」を行うことで多角的な非行少年への出口支援が行えるのではないかと考えた。

さらに具体的に、「専門家と教員、または教員志望の学生との座談会や勉強会の開催」について検討する。

現在、公立学校に勤務する教員は大きく分けて「初任者研修」「中堅教諭等資質向上研修」をはじめとした法定研修と大学院・民間企業等への長期派遣研修や教職経験に応じた研修をはじめとする法定研修以外の研修とに二分される。⁷

この研修制度の中で非行少年への支援研修が該当すると推測できる生徒指導の研修は、学校のマネジメントの推進やグローバル化とひとくくりにされている上に、法定研修以外の研修である。この研修制度を改革し、従来の研修体制と同じく勤務開始 5 年目から 30 年目の間に複数回、法定研修としてソーシャルワーカーや法務教官等から、非行少年支援について実務経験で培ったノウハウの教示、対応例などを学ぶ座談会、勉強会を設けるべきであると考えます。

⁶法務省矯正局・保護局「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について(令和元年6月)」〈[1418962-1-2_1.pdf](#)〉(2025年1月14日閲覧)。

⁷「教員研修 各種教員研修 教員研修の実施体系」〈[001410095.pdf](#)〉(2025年1月14日閲覧)。

4. おわりに

以上のように、現在の少年非行に関わる出口支援、特に学校については教職研修制度が十分であるとは言えない。

そのため、ソーシャルワーカーや法務教官等、実務経験を得た専門家との座談会、勉強会を研修として盛り込むことで学校という施設における少年非行の出口支援の拡充を図るべきである。
